# 東日本大震災後の災害危険区域における土地利活用状況

Land Utilization in Disaster Hazard Areas after the Great East Japan Earthquake and its Prospects

○金山 侑真¹,村尾 修²,加藤 春奈¹

Yuma KANEYAMA¹,Osamu MURAO² and Haruna KATO¹

1 東北大学大学院 工学研究科 都市·建築学専攻

Department Architecture and Building Science,Graduate School of Engineering,Tohoku University <sup>2</sup>東北大学 災害科学国際研究所

International Research Institute of Disaster Science, Tohoku University

In the wake of the Great East Japan Earthquake, many of the affected municipalities have designated disaster risk zones. The purpose of this system is to reduce the risk of land at high risk of damage from tsunamis and other disasters, but it also places restrictions on the use of the land, making its utilization difficult. This study examines how areas designated as disaster risk areas are being utilized 12 years after the disaster in Miyagi Prefecture. As a result, it was found that fishing villages in the northern part of the prefecture have a concentration of markets and factories around fishing ports, attracting local residents and tourists, while agricultural villages in the southern part of the prefecture still have a large amount of wasteland, although some sports fields can be seen.

**Keywords**: 2011 Great East Japan Earthquake, disaster risk area, tsunami, land use control, spatial transformation, relocation site

# 1. 序論

### (1) 研究の背景

2011 年に発生した東日本大震災を受け、被災自治体の多くは津波被災地に建築基準法第39条に基づく災害危険区域を指定した。この制度は建築制限を行うことで津波等による被災の危険性が高い土地のリスクを軽減する目的を持つ。指定を受けた土地にはかつての住宅地も含まれ、現地復旧が不可能となった被災者は他の土地に移り住んだ。用途を失った沿岸部の土地の多くは震災から10年以上経過した今でも荒地のまま放置されている。

被災者への住宅供給が完了し、復興は完了したとも言える. しかし被災地の持続可能性を考える上で、リスクを回避することで生じてしまった沿岸部の広大な土地を放棄せず、利活用してまちの資源としていく必要がある.

# (2) 既往研究と研究の目的

松本・姥浦<sup>1)</sup>は東日本大震災の被災地における災害危 険区域制度の運用実態と指定が市街地形成に与える影響 を分析し、規制内容と区域内の再建度合いが密接に関係 していることを明らかにした. 栗田ら<sup>2)</sup>は山元町花釜地 区を対象とし、被災前後を含む土地利用の現況の土地利 用履歴の解明から、今後の土地活用の方向性を検討して いる. 原ら<sup>3)</sup>は住家被害が大きい 15 市町を選定した津波 被災地の都市構造の変容と、仙台市荒浜地区を対象とし た現状分析から「場所」の創出に寄与する方法論を研究 している. しかし、震災から 12 年が経過した災害危険区 域の土地利用の現状を広域に分析している研究は少ない.

本研究は東日本大震災で津波浸水面積が最大となった宮城県を対象とし、災害危険区域となった地域が震災から12年が経過した2023年時点でどのように利活用されているか、その現状を明らかにすることを目的とする.

### (3) 研究の方法

はじめに文献調査で東日本大震災後に宮城県内で災害 危険区域が指定された規制内容を自治体別に整理する. 次に、現地調査と Google Earth の航空写真による分析か ら災害危険区域内で見られる建築物のビルディングタイ プを明らかにする. 最後に、地勢的、地域的に違いが見 られる気仙沼市、南三陸町、仙台市、名取市、山元町の 5 市町を取り上げ、国土地理院が公開する基盤地図情報 と現地調査から災害危険区域の土地利活用状況を把握、 分析する.

### 2. 災害危険区域の規制内容

本章では文献調査から災害危険区域の規制内容を整理する.35 市町村を有する宮城県において東日本大震災で津波浸水があったのは15 市町で、そのうち松島町、利府町、多賀城市を除く12 市町が災害危険区域を指定した.

宮城県の災害危険区域の規制内容について、松本・姥 浦2の研究を参考に表1を作成した. 災害危険区域の設定 において、津波シミュレーションに基づく想定浸水域と している場合(表中「シミュ」)と東日本大震災の浸水 域としている場合(表中「今次」)がある. 津波シミュ レーション基準は東日本大震災を受けて整備した防災施 設を考慮したもので,今次津波の浸水域よりも狭い範囲 となる傾向がある. 宮城県中, 石巻市半島部を除いて全 ての区域でシミュレーションに基づいている. 建築規制 の内容では「居住用建築の建築禁止」がほとんどである が、ゾーン区分を設けることで浸水深基準に応じて緩 和している自治体もある. また「居住用建築を禁止して いても構造用の対策を講じて市長の許可を得れば可能」 と条例に明記している自治体が多く、建築が不可能では ないことがわかった. 浸水深基準では 3m 以上, 2m 以上, 1m以上, 0m以上, 防災施設の5種類に分けられる.

表1 災害危険区域の指定基準と規制内容

	区域基準	浸水深基準	規制内容			
気仙沼市	シミュ	0m~	居住用建築の建築禁止			
南三陸町	シミュ	2m~	居住用建築の建築禁止			
女川町	シミュ	0m~	居住用建築の建築禁止			
石巻市(市街地)	シミュ	防災施設	D A: 田 7 + 竺 o 7 + 竺 林 J			
石巻市 (半島部)	今次	0m~	居住用建築の建築禁止			
		第 1 種:1 線提~2 線提	第1種:建築禁止			
		第2種:2線提~3線提	第 2種:主要構造部が RC 造または			
			SRC 造,階数が 2 以上,地階を			
東松島市	シミュ		有さない			
		第 3 種:1m~3 線提	第3種:接道の高さから1階の居住室			
			の床面高さを 1.5m以上,基礎			
			を RC 造			
塩竃市	シミュ	2m~	居住用建築の建築禁止			
七ヶ浜町	シミュ	2m~	居住用建築の建築禁止			
仙台市	シミュ	2m~	居住用建築の建築禁止			
名取市	シミュ	2m~	居住用建築の建築禁止			
岩沼市		第 1 種:2m~	第 1 種:居住用建築の建築禁止			
		第 2 種:1m~2m	第 2 種:主要構造部が RC 造か S 造かつ			
	シミュ		地階に居住室を有さない、また			
			は基礎を RC 造とし 1 階居住室			
			の床面高さを接道から 1m 以上			
亘理町	シミュ	2m~	居住用建築の建築禁止			
山元町	シミュ	第 1 種:3m~	第1種:居住用建築の建築禁止			
		第 2 種:2m~3m	第2種:基礎上端の高さ 1.5m 以上と			
			した住宅は建築可			
		第 3 種:1m~2m	第 3 種:基礎上端の高さ 0.5m 以上と			
			した住宅は建築可			
			した住宅は建築可			

※松本らが作成した表に「規制内容」を加筆

# 3. 災害危険区域内の活用状況

### (1) 災害危険区域内の主要施設

本章では災害危険区域の土地活用状況を把握する.は じめに区域内で見られる主要施設について分析する.区 域内に確認できた特徴的な施設を表 2 にまとめる.沿岸 のため港を持つ自治体が多いが,それに付随して工場を 多く持つ自治体が多い.仙台市,岩沼市は災害危険区域 内に港が無いが,その近くにそれぞれ仙台港,仙台空港 が立地するため工場を持っている.また,規模の大きい 漁港の近くには市場があり,それが観光地として機能し ている施設もあった.震災後沿岸部に復興公園や祈念公 園がつくられたが,付随して運動場が設けられた自治体 も一部見られた.県南の平野部では港や市場から離れた 土地に太陽光パネルを設置している自治体もあった.

表 2 災害危険区域内の主要施設

X - X1/2/X - X1/2 - X1/									
	港	工場地	市場	観光施設	宿泊施設	運動場	太陽光パネル	農畜産施設	遺構・伝承施設
気仙沼市	0	0	0	0	0	0		0	0
南三陸町	0	0	0	0		0		0	0
女川町	0	0	0	0					0
石巻市	0	0		0			0	0	0
七ヶ浜町	0		0	0	0		0		
東松島市	0					0	0	0	0
仙台市		0				0	0	0	0
名取市	0	0	0				0	0	0
岩沼市		0					0	0	0
亘理町	0		0		0	0	0	0	
山元町	0							0	0

工場地:一つの区画に工場が集中している地区 市場:魚市場など,一般人が出入りできる市場 観光施設:美術館,観光交流センターなど 運動場:サッカー場,野球場,パークゴルフ場 など

農畜産施設:ビニールハウス,農畜産企業の事務所など

### (2) 災害危険区域内の土地利用の現状

対象 5 市町における建物用地を中心とした土地利活用

の現状を, 航空写真や現地視察調査に基づき土地利活用 図を作成した. なお, リアス式海岸の県北部は災害危険 区域が分散しているため, 建築物の多い市街地に絞った.

#### a) 気仙沼市 (図 1)

気仙沼市の気仙沼漁港周辺では今回取り上げた 5 市町で最も建物が立地していた. 広範囲にわたって工場が建ち, 区域の大部分を占めている. とくに水産加工工場や食品工場など漁港に関連する工場が多く見られた(図6). また,漁港を中心として魚市場や水族館,ミュージアムなどの観光施設もあり,その周辺には物産店や飲食店も見られる. 災害危険区域内で港を中心とした都市が形成され,工場や観光施設が立地していることがわかる. 加えて,気仙沼市まち・ひと・しごと交流プラザも建設され(図7),その周辺には飲食店やブルワリーが立地する. 様々なプログラムが沿岸に集積させ,漁師,地域住民,観光客が集まり賑わいを見せている.その一方で南部の松崎片浜,松崎尾崎地区の松岩漁港周辺には建物は見られず,松崎尾崎防災公園あるのみで荒地が広がっていた.

# b) 南三陸町 (図 2)

南三陸町志津川地区は八幡川と新井田川を境界として 土地利用が別れている.八幡川より西部では標高の高い 北部に店舗が集中している.海岸側では南三陸町復興記 念公園が広大に設けられ,震災遺構ブライダルパレス高 野会館が残されている.八幡川と新井田川に挟まれた中 央は南三陸さんさん商店街がつくられ,復興記念公園と 一体となり観光地として賑わいを見せている.その周辺 にも新たな食品工場や飲食店等が建築が見られ,未だ空 き地が目立つものの観光地としての再生の兆しが見られ た.新井田川より東部では新志津川漁港の周辺に南三陸 町地方卸売市場や水産加工工場,造船所が見られ,漁港 の復旧が見られた.

## c) 仙台市 (図 3)

仙台市では北部の蒲生地区に工場や事務所が集中している。仙台港が近くにあり、その関連施設であると考えられる。震災前、七北田川より南部の土地では農用地が広がっており、荒井地区に一部住宅地があった。現在は農用地と荒地が広がり、住宅地は消滅した。その中に一部、野球場、パークゴルフ場、バスケットボールコート、馬術場など、運動場やレクリエーション施設としての活用があり、利用者も多く見られた(図 10,11)。荒井地区一帯はスポーツエリアとしての活用の意図が見られた。

### d) 名取市 (図 4)

名取市は被災前,漁港周辺の閖上集落に住宅地が広がり、南部は農地が広がっていた。被災後、集落は消滅し、その土地に名取市震災メモリアル公園と一部工場や店舗が見られた。サイクルスポーツセンターやトレイルセンターなどの運動施設も海際の景観を利用したスポーツ施設も見られた。ゆりあげ港朝市や津波復興祈念資料館など、地域の産業や復興を象徴する施設も立地している。南部では工場がわずかに点在するのみで建物は多く見られなかった。南部一帯は農用地と荒地が混在していた。

# e) 山元町 (図 5)

山元町では規制の緩い第 3 種区域に住宅が多く見られ、 県道 38 号線より内陸側ではビニールハウスなどの農業施 設があり、とくに名産品であるいちご農園が一部に集中 していた.内陸側の土地利活用が進むが、その一方、沿 岸側では野球場や公園が数か所見られるのみで仙台市同 様、広域にわたって農用地と未利用地が混在している.



(鹿折~松崎尾崎)

図2 南三陸町土地利活用図(志津川地区)



仙台市土地利活用図

図 4 名取市土地利活用図

山元町土地利活用図 図 5

南端には磯浜漁港があるが、その周辺では番屋が見られ るのみで関連施設は見られなかった.

### (3) 災害危険区域内の土地利活用の傾向

以上の分析から災害危険区域における土地利用の現状 を考察する. 県北のリアス部に位置する気仙沼市, 南三 陸町は漁港を周辺に工業地域が見られた. 気仙沼市は広 域に工場が見られ、地域交流拠点や観光施設なども区域 内に立地し、漁業集落としての賑わいを取り戻していた. 南三陸町は商店街や飲食店が点在し,漁港周辺には工場 が集中していた. 未だ空地が目立つものの復興の兆しが 見られた. 県北に比べて県南の平野部は被災前、農地と しての利用が多かったため、県北のように建物が集中し、 賑わいがある様子は見られなかった. 仙台市は仙台港の 周辺に事務所や工場が集中し、その他の地域では農地や 荒地が混在する中に運動場が見られた. 名取市は漁港周 辺に工場が一部見られ, 市場や運動施設も見られるが, 広域にわたって荒地が広がっていた. 山元町は規制を緩 和している第3種地区では住宅や農畜産施設が見られるも のの、海際の第1種地区では建物は見られなかった。

### 4. まとめ

本研究は宮城県の災害危険区域の土地利活用の現状を 明らかにすることを目的として、規制内容を整理した後、 航空写真と現地調査から現状を分析した. 各自治体で浸 水深基準やゾーン区分を採用して町に適した規制に調整 していることがわかった. 土地利活用の分析では漁業が 盛んなリアス部では漁港周辺に工場や市場が立地し、そ れに付随して観光施設が見られる自治体もあった. 農業 が盛んな平野部では運動場としての利用が多く,一部工 場などの建物が見られるものの未だ荒地が広く見られた.

本研究は現地調査と航空写真を用いた広域分析である ため、建物に着目し、農地と荒地の判別は行わなかった. 農業が盛んな平野部においては農地の復旧率に着目した 更なる研究が必要だろう.

# 謝辞

本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(A) 「21 世紀の自然 災害リスクと社会変動を踏まえた災害共生型都市ビジョン (No. 24H00360)」(研究代表者:村尾修)の中で実施された.



図6 気仙沼漁港周辺の工業地域



図 7 気仙沼市地域交流拠点



図8 南三陸さんさん商店街



図 9 新志津川漁港周辺の工業地域



図 10 仙台市海岸公園 (野球場)



図 11 仙台市バスケットコート





図 13 名取市南部の遊休地

# 参考文献

- 1) 松本英里, 姥浦道生:東日本大震災後の災害危険区域の 指定に関する研究, 都市計画論文集, Vol. 50, No. 3, pp. 1273-1280, 日本都市計画学会, 2015
- 2) 栗田 英治, 土屋 一彬, 菊池 義浩:津波浸水域の土地 利用履歴にもとづく土地活用の方向性一宮城県山元町花釜 地区を事例に一, 農村計画学会誌, Vol. 35, pp. 161-166, 2016
- 3) 原隆太, イエガネ ゲゼール, 奥羽未来, エリザベス マ リ, 新井信幸, 近藤民代:東日本大震災の災害危険区域



図 14 山元町花釜地区



図 15 山元町磯浜漁港の番屋とその周辺

における居住移転後の土地利用変容と場所の再生に関する研究,都市計画報告集,Vol. 21,pp. 464-470, 2023
4) 国土地理院:基盤地図情報ダウンロードサービス,https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php (2023/10/3 閲覧)